

日医発第1286号（保険）
令和8年9月30日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

令和8年8月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

令和8年8月千葉豪雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いにつきましては、令和8年8月14日付け日医発第938号（保険）「令和8年8月13日から的大雨に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書の提示等について」にて、ご連絡申し上げているところであります。

令和8年8月千葉豪雨による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間につきましては、令和8年9月30日までの間は通知に定める取扱いとすることとされておりましたが、今般、その期間を令和8年10月1日以降も当面の間、通知に定める取り扱いとする旨、厚生労働省保険局医療課より通知されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・ 令和8年8月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について
(令8.9.29 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 29 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年 8 月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

令和 8 年 8 月千葉豪雨による被災に伴う保険診療関係等の特例措置については、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(令和 8 年 3 月 31 日付け保医発 0331 第 2 号保険局医療課長通知) により、令和 8 年 9 月 30 日までの間は、当該通知に定める取扱いが適用されているところ。

今般、令和 8 年 10 月 1 日以降も当面の間、当該通知に定める取扱いを継続することとしたので、ご了解いただくとともに、関係団体への周知を図られたい。